

第六門

自四年

横浜港外国人墓地之件

外務省

3-2774

0499

ナニヤヤ

右方輔

右方五
右方五
右方五

右方五
右方五

神奈川縣 中野署有

其地外承人墓所繪圖高細

右方五
右方五

有之
有之

有之
有之

右方五
右方五

十月十



丁未年七月



福判

分書押

輔

支那人押棄地之條旨先年中某國... 其亦曾在此... 支那人押棄地之條旨先年中某國... 其亦曾在此... 支那人押棄地之條旨先年中某國... 其亦曾在此...

外務省

丁未年七月

外務省

神島内取



去々々々々

大正 大録

馬 少 権 少 権 少 権

外國之權華... 貸渡在地所... 周圍之相... 成后番... 據亦之...

并解外務省之原

各圖之... 寫之... 衆議... 上急...

於前首領在彼處是函知以了
申送
申送

三月廿日

外務省

金山縣中

3-2774

0503

五号

午年 十月 二十 日 存 四 号

白

赤

寫濟

町

村

村

村

村

村

村

村

村

府藩縣

外國人埋葬地旋前吾地代國圃柵多其地
及用其出未其地其地其地其地其地其地
貸後其地其地其地其地其地其地其地其地
進級其地其地其地其地其地其地其地其地
其地其地其地其地其地其地其地其地

正月十日

神奈川縣

外務省

出

十二月廿七日

十八日

輔卿

議

御

取決物

官十五

神奈川縣

尚能外國人埋葬地と白山寺を以て
 七ヶ所地を外國人百位支那人の爲に埋葬
 地を借受多旨別紙寫し通す八月廿六日
 十月申末國領より同條代とあり申す
 官十五
 以て付申す事々々通字大橋山「高坪」敷
 五ヶ所坪外支那人埋葬地として借受候事
 支那人の已に埋葬候事一申す事々々
 支那人の先寒も候事白山寺別紙寫し
 地借受多旨別紙寫し通す支那人の先書
 官出形多旨別紙寫し通す支那人の家
 敷隔山掛石を以て七ヶ所坪の地借受候事
 七ヶ所外支那人埋葬地と義々々是地も借受

出書を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事
其の旨を以て其の旨を以て後代に傳へしめしむる事

神奈川縣

辛未十一月十七日

大江神奈川縣令



陸奥神奈川縣令

副官 野村 〇〇

古島 野村 〇〇

中華會所總代源恬波、胡文泉、陳玉地、章春
圃等相願の事件を是に埋葬之柩材を遷し以て
隣野の坊得之系成と存し山守にて別運之地不
更難儀也先中夜氣の静かに然る交和共數年未
済在在立後来々仁應とあり及中去年年中
所高恩也其墓地を不活信與之故下亡令之
者溝聲之轉倒を社法恩枯骨を以難者社令
事為其後死す者漸くおぼしき迄を充分

神奈川縣

之度如之故柩材を出さしむるに智見交けし御
も御通之傷心と云はれ候へ衆成之は出
本因送り中夜分も少くは清浄候との具
氣を祭之具を貯云の時経流血傳ふ如く山中
葬一朝一夕と成る一は得と云ふ是れ其月
と云ふは我々守之御を能合通傳へ好意を
与ふは清浄候と云はれ候へし中夜分も少くは清
柩材の思召を以て山中の事と云ふは其の事



一、石山寺の山号を改め、石山寺に改め、是は、此の寺に
由縁あり、且人家を移し、此の寺に改め、是は、此の寺に
一、く者、此の寺に改め、是は、此の寺に
此の寺に改め、是は、此の寺に
此の寺に改め、是は、此の寺に
此の寺に改め、是は、此の寺に
此の寺に改め、是は、此の寺に

神奈川縣

同治辛未年十月廿九日 中華名高書代 下

何 幸高 謹

寛政九年六月廿六日

千八百二十三年癸酉十月五日 日本神奈川合衆國

外國人との配下として條約各國に三三三の

外國人と候支那人の類は固り本國の

山子埋葬地の條約を修めし事あり其後

給はん事とす存のよきと存て三三三

希ふ候べき事地所裁り本國の命

神奈川縣

且邊滞りし冊と指し給はん事とす不致白

同條代

合衆國

エチンエツ井見

呈

神奈川鎮

水師若候と貴下

外号

外國人埋葬地として各地の貧民救済に用ひし書付

神奈川書納

吾國人埋葬地として各地の貧民救済に用ひし書付
其の多寡既一昨子年中極盛なり此の十二ヶ条の書
明矣其の度は程吾國の三ヶ条連なり書翰として
吾國人居住する者其の多し幸甚也此地の諸君は
中より存する書納の書納に極盛なり此の諸君は

神奈川縣

境内の地積も亦及同利も吾國船東敢用したる
者及吾國船東敢用したる
海は清水の害ありて河口の地相止りて吾國の
南の字は境ありて一區凡そ吾國の地積も亦及同
吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり
及ては新埋葬地として墓所を満しりて事情も亦及同
吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり
吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり
吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり吾國の三ヶ条連なり

後國司通貸後諸地少高其外多急進云云
是言少高其外多急進云云
中後以後中少少

五月

早川修登書

覚

書向通四年也地稅而三以後
引言作德少高其外多急進云云

神奈川縣

寺達少高其外多急進云云